労働者派遣個別契約書（案）

大津市（以下「甲」という）と　○○○○○（以下「乙」という）とは、甲乙間の令和８年○月○○日付で締結した労働者派遣基本契約に基づき、以下のとおり労働者派遣個別契約を締結する。

1　業務名　　令和９年度向け固定資産税（償却資産）当初課税データ入力業務等に係る労働者派遣

2　従事業務の内容等

(1) 従事業務の内容、派遣人員、派遣期間及び就業日、就業時間、派遣料金

業務内容	人員	期間及び就業日	就業時間	派遣料金
課税データ入力業務等	４人	（派遣期間） 令和 ９ 年 ２ 月 ３ 日（水）から 同年　３ 月２６日（金）まで （就業日） １人あたり３１日で合計１２４日（予定）	午前９時から 午後５時まで	（円/時） ○○○○

※派遣料金には消費税は含まない。
※原則として、派遣労働者は、上記の派遣期間を通じて同一の者とする。
※欠勤の際には、甲と相談の上、必要に応じて代替の労働者を確保し、派遣するよう努力するものとする。
※一日の途中での派遣労働者の交代は認めない。
※派遣労働者ごとの就業日は派遣期間の開始日までに報告し、その後の変更については、甲乙合意の上、決定するものとする。
※派遣労働者ごとの就業日の報告書の様式は、乙による任意のもので可とする。
※業務内容詳細については、業務仕様書第４．参照

(2) 責任の程度

①権限の範囲　　：付与される権限なし
②トラブル・緊急対応：なし
③成果への期待、役割：入力及び書類整理の正確性
　　入力スピードの速さ
④所定外労働　　：なし

3　就業する事業所の名称、所在地、就業場所

大津市役所　大津市御陵町３番１号　大津市総務部資産税課

4　組織単位（組織の長の職名）

総務部資産税課（資産税課長）

5　指揮命令者

大津市総務部資産税課　　○○　○○○
電話番号：０７７－５２８－２７２３

6　就業日

２で定めた期間のうち、大津市の休日を定める条例（平成元年条例第６７号）第１条に規定する市の休日を除く指定日とする。

7　休憩時間

正午から午後１時まで

8　時間外労働

実施しない。

9　派遣料金の算出および支払方法

甲は適法な請求書を受理した日から起算して 30 日以内に、派遣料金を乙に支払う。派遣料金は月末締めとし、派遣時間の実績に応じた精算払いとし、月ごとの全派遣労働者の総労働時間数に前項の派遣料金を乗じ、消費税を付加して算出する。月ごとの総労働時間のうち、1 時間に満たない時間については、1 分以上 16 分未満を 0.25 時間、16 分以上 31 分未満を 0.5 時間、31 分以上 46 分未満を 0.75 時間、46 分以上 60 分未満を 1 時間として算出する。なお、合計金額及び消費税は、１円未満切捨てとする。

１０　安全及び衛生

甲は、健康保持のため、定められた休憩をとらせるほか、照明等作業環境に配慮する。

１１　便宜供与

甲は、乙の派遣労働者に対し、甲が雇用する労働者が利用する施設又は設備について、利用することができるよう便宜供与に努めるものとする。

１２　派遣労働者からの苦情の処理

⑴ 苦情の申出を受ける者

甲：大津市総務部資産税課　　職名　○○　○○○

電話番号：０７７－５２８－２７２３

乙：○○○○○○○○○○　　□□　○○　○○○

電話番号：○○○ － ○○○ － ○○○○

⑵ 苦情処理方法、連携体制等

上記⑴で選任された者が派遣労働者から苦情の申出を受けたときには、直ちに乙及び甲の担当者間で連絡を密にし、誠意をもって遅滞なく、当該苦情の適切かつ迅速な処理を図ることとし、その結果について必ず派遣労働者に通知することとする。

１３　労働者派遣契約の解除の措置

労働者派遣基本契約書第 28 条（契約解除）及び第 30 条（派遣契約の中途解除）によるものとする。

１４　派遣労働者を無期雇用派遣労働者又は６０歳以上の者に限定するか否かの別

無期雇用派遣労働者又は６０歳以上の者に限定しない。

１５　派遣労働者を協定対象派遣労働者に限定するか否かの別

事業者決定後、甲と乙の協議により決定する。

１６　労働者派遣契約の解除に当たって講ずる派遣労働者の雇用の安定を図るための措置

⑴ 労働者派遣契約の解除の事前の申入れ

甲は、専ら甲に起因する事由により、労働者派遣契約の契約期間が満了する前の解除を行おうとする場合には、乙の合意を得ることはもとより、あらかじめ相当の猶予期間をもって乙に解除の申入れを行うこととする。

⑵ 損害賠償等に係る適切な措置

甲は、甲の責に帰すべき事由により労働者派遣契約の契約期間が満了する前に労働者派遣契約の解除を行おうとする場合には、派遣労働者の新たな就業機会の確保を図ることとし、これができないときには、少なくとも当該労働者派遣契約の解除に伴い乙が当該労働者派遣に係る派遣労者を休業させること等を余儀なくされたことにより生じた損害の賠償を行わなければならないこととする。例えば、乙が当該派遣労働者を休業させる場合は休業手当に相当する額以上の額について、乙がやむを得ない事由により当該派遣労働者を解雇する場合は、甲による解除の申入れが相当の猶予期間をもって行われなかったことにより乙が解雇の予告をしないときは３０日分以上、当該予告をした日から解雇の日までの期間が３０日に満たないときは当該解雇の日の３０日前の日から当該予告の日までの日数分以上の賃金に相当する額以上の額について、損害の賠償を行わなければならないこととする。その他甲は乙と十分に協議した上で適切な善後処理方策を講ずることとする。また、乙及び甲の双方の責に帰すべき事由がある場合には、乙及び甲のそれぞれの責に帰すべき部分の割合についても十分に考慮することとする。

⑶ 労働者派遣契約の解除の理由の明示

甲は、労働者派遣契約の契約期間が満了する前に労働者派遣契約の解除を行おうとする場合であって乙から請求があったときは、労働者派遣契約の解除を行った理由を乙に対し明らかにすることとする。

１７　派遣先が派遣労働者を雇用する場合の紛争防止措置

労働者派遣終了後、当該派遣労働者を甲が雇用する場合は、職業紹介を経由して行うこととし、手数料等は双方協議の上、定めるものとする。

１８　派遣先責任者　　大津市総務部資産税課　　職名　○○　○○○
電話番号：０７７－５２８－２７２３

１９　派遣元責任者　　○○○○○○○○○○　　□□　○○　○○○
電話番号：○○○ － ○○○ － ○○○○

２０　抵触日　　令和９年１０月２９日

２１　受動喫煙防止対策　　全館禁煙とする。

上記契約の証として本書２通を作成し、甲乙記名捺印のうえ、各自１通を保有する。

令和８年〇〇月〇〇日

甲　：　滋賀県大津市御陵町３番１号
大津市
大津市長　佐　藤　健　司　印

乙　：　〇〇県〇〇市〇〇〇〇〇〇〇〇
〇〇〇〇〇
〇〇〇〇　〇　〇　〇　〇　〇　印
許可番号：派　－